

業務指示書

エジプト国ガバルアスファル下水処理場改善事業準備調査（迅速化対象案件）

詳細設計等オペレーション契約
想定

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2018年2月14日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第二課 西馬 智子 Nishiuma.Tomoko@jica.go.jp

質問に対する回答：2018年2月19日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉順位決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日（契約交渉順位決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

認めません。

認めます。

認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：円借款による下水処理場整備にかかる各種業務

2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、40ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照）本案件の取扱いについては、以下のとおり。

() 若手加点の対象とする。

(○) 若手加点の対象としない。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／下水道計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

1) 類似業務の経験：円借款による下水処理場整備にかかる各種業務

2) 対象国又は同類似地域：エジプト及び全途上国での業務の経験

3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

4) 業務主任者等としての経験

5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 下水道設備計画】

1) 類似業務の経験：下水道設備計画にかかる各種業務

2) 対象国又は同類似地域：エジプト及び全途上国での業務の経験

3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2018年3月2日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
 - ・郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写6部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
 - () 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃(エコノミークラス)又は正規割引運賃(ビジネスクラス)ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。
- なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費(航空賃)
- (2) 旅費(その他:戦争特約保険料)
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他(以下に記載の経費)

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(EGP1 = 6.16889 円, US\$1 = 108.877 円, EUR1 = 134.915 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

- () プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
 - () 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
 - () 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期: ~
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: JICA本部(麹町) 会議室

(3) 実施方法:

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。
実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/下水道計画
下水道設備計画

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

19.67 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2018年3月26日(月)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」
(URL : http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

() 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（○）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

10 迅速化適用案件としての評価

本指示書の第2パート内「6. 実施方針及び留意事項（1）迅速化案件提案」のとおり、本案件では調査行程の短縮化提案を積極的に評価する配点としているので、留意して下さい。

評価の目安としては、1カ月程度の履行期間の短縮をその短縮方法とともに提案された場合、7割程度の評価となります。（短縮提案がない場合は当該項目の評価はゼロとなります。）

また、事業本体内工期を短縮化するための方策についての提案も歓迎します。

以 上

プロポーザル評価表

エジプト国ガバルアスファル下水処理場改善事業準備調査 (迅速化対象案件の~~詳細設計等~~オプション契約想定)

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(45.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	15.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	15.00	
(3) 要員計画等の妥当性	10.00	
(4) その他 (迅速化の取り組み)	5.00	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(45.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力 / 業務管理グループの評価 <small>(本案件では副業務主任者の配置(業務管理グループ)を認めません。)</small>	(30.00)	
①業務主任者の経験・能力 総括/下水道計画	業務主任者のみ (30.00)	業務管理グループ (13.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	6.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(13.00)
カ) 類似業務の経験	-	6.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(4.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制 (今回は評価の対象としません)	-	4.00
(2) 業務従事者の経験・能力: 下水道設備計画	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力:	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力:	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力:	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

エジプトでは、2007年から2016年までの10年間に毎年約2%の人口増加を記録した。中でも大カイロ首都圏の人口は、2017年時点で約2,200万人とエジプト全体の2割超が集中しており、今後も毎年40万人を超える人口増加が見込まれている（世界銀行）。

同首都圏では、ナイル川東岸、ナイル川西岸、ヘルワンの3地区に設置された下水処理場により下水・污泥処理を行っているが、うちナイル川東岸地区における主要な下水処理場であるガバルアスファル下水処理場では、「ナイル川東岸下水マスタープラン」に基づき処理施設の増設を行ってきたものの、急速な人口増加に対応出来ておらず、同処理場への下水流入量（約280万 m^3 /日）は処理能力（約200万 m^3 /日）を大幅に超えており、2030年には400万 m^3 /日の処理能力が必要になると予測されている。

この約80万 m^3 /日の未処理水は処理水と混合して放流され、排水路を通過して地中海に流入しており、地中海沿岸域では水質汚濁等の環境問題が発生している。また、排水域の農民が未処理水の混ざった排水を違法取水し、農業用水へ利用していることに加え、同処理場内に放置された污泥による悪臭や害虫の発生等、周辺住民への衛生面での悪影響も確認されている。

これら現状の課題及び今後のニーズに対応するため、エジプト政府は同処理場の下水処理施設及び污泥処理施設の増設（建設中のものを含め200万 m^3 /日規模）を計画、そのうち日本政府には、2024年より稼働予定のガバルアスファル下水処理場の下水処理施設（約50万 m^3 /日）及び污泥処理施設の増設に関する調査の要請が2017年8月にあり、2017年10月に調査内容について協議議事録で合意した。（※増設計画のうち、残り50万 m^3 /日はアフリカ開発銀行等の支援により現在建設中、100万 m^3 /日は今後検討予定）

2. プロジェクトの概要

- (1) 事業名：ガバルアスファル下水処理場改善事業
- (2) 事業目的：大カイロ首都圏のガバルアスファル下水処理場において、下水処理施設及び污泥処理施設を建設することにより、下水・污泥処理能力の向上を図り、もって同地域の水環境及び周辺の衛生環境の改善に貢献するもの。
- (3) 事業の内容：
 - ア) 本体事業（国際競争入札）(a) 下水処理施設（処理能力50万 m^3 /日を想定）の建設、(b) 污泥処理施設の建設、(c) 運営・維持管理（供与開始後2年間を想定）
 - イ) コンサルティング・サービス（調達支援・施工監理等）（ショート・リスト方式）
- (4) 対象地域（サイト）：大カイロ首都圏北東部（1サイト）
- (5) 関係官庁・機関：
実施機関：上下水道建設機構

(The Construction Authority for Potable Water and Wastewater ; CAPW)

3. 業務の目的

本業務は、ガバルアスファル下水処理場改善事業について円借款による支援を検討するため、我が国有償資金協力として実施するための審査に必要な調査を実施し、円借款事業

としての妥当性の検証及び最適な事業実施計画を提案することを目的とする。

また、5. (4) に後述する前提条件が満たされた場合は、これに加えて、円借款により実施する当該事業に係る詳細設計・入札図書（案）の作成も行う。

4. 業務の範囲

本業務は「3. 業務の目的」を達成するために、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成する。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 調査フェーズの期分け

本調査は、上記2. 「プロジェクトの概要」に示された事業のフィージビリティ調査 (F/S) 及び詳細設計業務 (D/D) を行うものである。

F/S の結果等によって、D/D の業務内容、開始時期、更には D/D の実施要否についても判断されるため、調査業務を全体を以下の通りに分けて実施する。

- ア) フェーズ1 : F/S 現況の確認及び事業の予備設計
- イ) フェーズ2 : F/S 概略設計と事業効果の確認
- ウ) フェーズ3 : D/D 詳細設計業務

(2) 環境社会配慮

環境社会配慮については、JICA の「JICA 環境社会配慮ガイドライン」(2010 年 4 月) (以下 JICA ガイドライン) に基づくものとする。

本事業は JICA ガイドラインに掲載されている、下水セクターのうち大規模なものに該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断され、かつ、同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しない為、カテゴリー「B」を見込むが、調査において改めてカテゴリー分類を確認する。カテゴリー分類等については、JICA と十分に協議するものとする。

調査においては以下の点に留意する。

- ・ベースとなる環境社会の状況（土地利用、自然環境、及び経済社会状況等）の確認
- ・エジプトの環境社会配慮制度・組織の確認
 - 環境社会配慮（環境影響評価、住民移転、住民参加、情報公開等）に関連する法令や基準
 - JICA ガイドラインとの整合性
 - 関係機関の役割

(3) 迅速化

事業計画確定のために、更新すべき情報、新たに収集すべき情報を整理した上で、可能な限り迅速に作業を完了させる為、プロポーザルにて調査期間の短縮化案（例：調査行程の前倒しや要員配置の変更等を通じた早期の調査結果の提示等）及び事業本体の工期の短縮化策を検討・提案すること。

(4) 詳細設計と継続契約

本調査完了後に前提条件（本件円借款事業の実施妥当性が確認でき、相手国政府による本件円借款事業の要請がなされ、日本政府による本事業の供与方針が決定された場合及びコンサルタントのパフォーマンス確認等）を確認の上、本調査受注コンサルタントと詳細設計・入札図書（案）作成の契約を別途締結する可能性を有す

る。いずれかの条件が充足されない場合は、詳細設計業務に係る契約は行わない。実施に際してはMOUを別途JICAと先方政府で締結する。

なお、詳細設計調査の詳細を確定する事はできないが、【想定される詳細設計調査の概要（現時点での想定）】を参照し、対象範囲の概要を想定した上で、プロポーザル作成時点で想定される業務従事者、業務内容、作業計画及び要員計画等をプロポーザルに明記する。

(5) 他ドナーとの連携

ガバルアスファル下水処理場に対しては、これまで欧州投資銀行及び仏開発庁の資金援助により施設の増設が行われてきており、現在アフリカ開発銀行等が50万m³/日の増設を支援中。これら関係者と情報交換を行い、他ドナーの支援との重複を避けると共に、新規事業計画策定の為、効果的かつ効率的な連携可能性を検討すること。

(6) 事前情報収集

今後、エジプト政府より、JICAから既に送付済の下水道セクターに関する質問状に対する回答がなされる予定であり、同回答は入手次第共有する予定であることから、本調査において参考にすること。

(7) 本邦技術

エジプト側は本邦技術活用条件（STEP）に関心を有しているところ、視察等を通して下水処理や污泥処理に関する日本の先端技術を紹介する。

6. 業務の内容

業務の内容は以下のとおり。「5. 業務方針及び留意事項」を踏まえつつ、国内作業及び現地作業について効果的、効率的な方法をプロポーザルで提案すること。

【フェーズ1：現況の確認及び事業の予備設計】

(1) インセプション・レポートの作成

- 1) エジプト政府からの関連資料、JICA調査報告書等既存資料の内容を確認した上で、調査全体の方針・方法及び作業計画を検討し、全体調査計画を策定する。
- 2) 上記1)の作業を踏まえて、インセプション・レポートを作成する。

(2) インセプション・レポートの協議

インセプション・レポートに基づき、エジプト側実施機関に対し、調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項等を説明し、内容を協議・確認する。

(3) 事業の背景及び必要性・基礎情報の確認

- 1) エジプト上下水セクターの状況
 - (ア) エジプト全土の上下水セクター現状・課題概況
 - (イ) カイロ首都圏における上下水セクター現状・課題（上下水道整備（各戸接続含む）、サービス人口、配水量、処理量等）
 - (ウ) 他ドナー支援状況
 - (エ) エジプトで主流の上下水道技術
- 2) 上下水セクターの上位計画・関連法令
 - (ア) エジプト全土の上下水セクター長期目標（SDS2030等）、開発政策（National Development Plan等）
 - (イ) 上下水道整備方針・計画（長期需要予測、補助金政策含む）
 - (ウ) カイロ首都圏における上下水セクター開発計画（ナイル川東岸下水マスタ

- ープラン等)
- (エ) エジプトの公共用水域の水質管理に関する規制、基準
- (オ) 下水処理場建設に関する環境等の規制、基準
- 3) 実施機関
 - (ア) 組織概要 (体制図、役割、職員数等)
 - (イ) 財務状況 (過年度収支、予算計画、料金体系、料金徴収状況、補助金の有無等)
 - (ウ) 事業実施能力
 - (エ) 運営・維持管理能力
- 4) カイロ首都圏主要既設下水処理場の状況及び課題
 - (ア) 下水処理方式、汚泥処理方式 (含む汚泥最終処分方法)、規模、整備時期、老朽化度
 - (イ) 財務状況 (料金体系、料金徴収状況含む)
 - (ウ) 運営・維持管理
 - (エ) 課題等 (環境への影響等)
- 5) ガバルアスファル下水処理場の状況及び課題
 - (ア) 下水処理方式、汚泥処理方式 (含む汚泥最終処分方法)、規模、整備時期、老朽化度
 - (イ) 財務状況 (料金体系、料金徴収状況含む)
 - (ウ) 運営・維持管理
 - (エ) 課題 (環境への影響、将来的な気候変動等)
- 6) 本事業を実施する上で留意すべき点 (問題点等) とその原因分析
- 7) 上記留意点に対する対応案
- (4) エジプト側実施機関の本邦招聘計画の策定

我が国の進んだ下水処理場の紹介を行うための本邦招聘プログラムの検討を行い、以下を踏まえ適切な実施時期及び視察プログラム案をプロポーザルにて提案すること。

 - 1) エジプト側は本邦技術活用条件 (STEP) に関心を有しているところ、視察を通して下水処理や汚泥処理に関する日本の先端技術を紹介する。
 - 2) 招聘の対象は上下水道建設機構職員約 10 名、期間は 10 日程度を想定するが、具体的な参加者は調査開始後、エジプト側との協議により決定する。
 - 3) 招聘は調査の初期に実施し、紹介した技術に基づきエジプト側と本事業に係る協議を行う。
 - 4) 招聘実施にあたっては、「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」(2017 年 6 月) を参照のうえ、招聘行程計画表を改めて作成し、打合簿にて JICA の承認を得るものとする。
- (5) エジプト側実施機関の本邦招聘プログラムの実施

コンサルタントが行う具体的な業務は以下のとおり。

 - (ア) 被招聘者の人選
 - (イ) 招聘カリキュラムの作成
 - (ウ) 面談者・見学先等の手配
 - (エ) 招聘に係る関連資料の作成
 - (オ) 被招聘者への来日前説明 (日程、カリキュラム、宿泊・食事等の条件等)
 - (カ) 招聘カリキュラムの実施

(6) 本邦企業向け説明会の実施支援

本邦招聘中に、来日するエジプト側関係者も参加の上、本邦企業向けの本事業に関する説明会を JICA 主催で行う予定であり、調査状況の報告、参加企業へのフォローアップ等の支援を行う。

(7) 本邦企業調査

事業説明会の結果等を踏まえ、最適事業の実施可否判断の一環として本邦企業及び業界団体へ意見聴取を行い、円滑な調達手続きが行なわれる様、契約形態や調達条件の検討を行う。

(8) 下水処理場整備計画策定

上記(1)~(7)の結果を踏まえ、本事業を含む対象下水処理場全体の整備計画（既存設備の改善、将来的な拡張、財源、エジプト側が作成したマスタープランの改訂に係る提言含む）についてエジプト側と協議を行う。

(9) 事業の予備設計・比較検討

- 1) 上記(8)の結果を踏まえ、本事業の対象事業内容の絞込みについてエジプト側と協議を行う。
- 2) 下水道事業対象区域・対象人口、下水処理場の施設計画、汚泥処理方法、維持・管理計画、概算事業費・維持管理費等を含む、複数の代替案を設定する。
- 3) 複数案について、先方の意向（機能・価格）、本邦技術活用可能性（STEP ルールに基づく本邦調達比率や本邦企業参画可能性含む）、持続可能性（気候変動リスク、環境・社会配慮含む）を踏まえ、比較検討及びリスク分析/妥当性検証を行ない、エジプト側と最適事業の確認を行い、結果を JICA に報告する。なおリスク分析にあたっては、円借款事業形成に向けたリスク事項の特定及び検討促進のためのリスク管理シートを作成する。
- 4) エジプト側、JICA と確認した最適事業の予備設計及び本体コンサルタント TOR 案を作成し、主に以下の事項につきエジプト側と協議を行う。

(ア) 主要設備性能

本邦企業の参画可能性を踏まえた本邦技術活用可能な設備を念頭に、主要設備の具体的な候補、調達先を検討する。また、スペックイン、STEP 品目指定等同設備調達の為の条件についてもエジプト側の制度を踏まえて検討する。

(イ) 事業実施スケジュール

(ウ) 実施体制

PMU（Project Management Unit）の設立等、本事業の実施体制について技術・財務両面の妥当性・持続性を踏まえ、検討する。また、本事業により下水処理場が建設された後の維持・管理体制のあり方につき、技術・財務両面の妥当性・持続性を踏まえ、検討し、既存施設の維持・管理とのデマケ、連携等留意すべき事項について整理する。

(エ) 契約条件

(オ) 効果指標

運用・効果指標（事業完成後約2年を目途とした目標年の目標値を設定する）を検討し、EIRR、FIRR の算出（算出にあたっては、JICA から提供される「IRR（内部収益率）算出マニュアル」に準拠するとともに、JICA が確認できるよう、算出過程をエクセルデータ等で確認できるようにしておくこと）、定性的効果の確認を行う。

また、プロジェクトの持続性（事業実施後の財務的持続性、料金設定、国及

び他機関からの補助金)を調査し、料金及び補助金の適正水準額についての提案を行う。

(カ)環境社会配慮

JICA ガイドラインに基づき、環境社会配慮面からの確認を行い、代替案の比較検討、重要な環境影響項目に対する緩和策、モニタリング計画の作成支援、チェックリストの作成支援を行う。主な調査項目は、以下のとおり。

- ① ベースとなる環境社会の状況（土地利用、自然環境及び経済社会状況等）の確認
- ② 現状及び将来の環境関連法制度
 - ・環境社会配慮（EIA の実施、環境影響評価、住民移転、住民参加、情報公開等）に関連する法令や基準（各種環境基準・排出基準、規制・河川法など）等
 - ・JICA ガイドラインとの整合性
 - ・関係機関の役割
 - ・重要な環境社会配慮項目の予測・評価及び緩和策、モニタリング計画案の作成
 - ・用地取得・非自発的住民移転の必要性・規模の確認

また、EIA 報告書の作成を支援するとともに、EIA 調査に基づき JICA 環境チェックリストをレビューする。必要に応じて環境社会配慮に関する公開住民協議の開催を支援すると共に、住民移転がある場合は住民移転計画の策定支援も行う。

- 5)上記 1)~4)の結果について、インテリム・レポートに取りまとめ、JICA 及びエジプト側に報告する。

【フェーズ 2：概略設計と事業効果の確認】

(10) 最適事業案に係る概略設計・事業効果の作成

上記(9)で合意した事業案をもとに、以下の事項につき整理し、本体工事の参考資料（概略設計図、設備性能、設計・施工・管理計画、調達計画、資金計画、その他環境（EIA 等）やジェンダーに関する事項等に係る計画案）を作成する。

1)事業資金計画

(ア)事業費項目

概略事業費の積算にあたっては、基本的に以下の項目に分けて積算を行う。なお、報告書には事業費の総表を記載することとし、個別具体的な積算結果は、報告書には記載せず、別資料として JICA へ提出すること。下記のうち、下線部についてはその算出方法等を JICA から指示することがある。

- ① 本体事業費
- ② 本体事業費に関するプライスエスカレーション
- ③ 本体事業費に関する予備費
- ④ 建中金利（円借款部分のみ）
- ⑤ フロント・エンド・フィー（円借款部分のみ）
- ⑥ コンサルタント費（プライスエスカレーションと予備費を含む）
- ⑦ その他 1（融資非適格項目）
 - ・用地補償等
 - ・関税・税金
 - ・事業実施者の一般管理費

⑧ その他 2

- ・完成後の維持・管理費
- ・初期運転資金
- ・移転地整備に係る費用
- ・招聘費用、広報・啓発活動等に要する費用
- ・当該事業実施に伴い追加的に必要となる管理費

(イ)概略事業費の算出様式

概略事業費については、別途 JICA が提供するコスト積算支援ツールを使用し作成されるコスト積算キット (Excel ファイル) の様式にて提出する (コスト積算支援ツールの動作環境は、32bit 版 Windows OS (7 以上)、32bit 版 Microsoft Office (2010 以上) を推奨。Macintosh は推奨しない。)。なお、同様式については、事業費を事業実施期間の各暦年へ割り振った形式となっている。

(ウ)準拠ガイドライン

積算にあたっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル(試行版)」(2009年3月版)を参照する。

(エ)積算総括表

積算総括表を、「協力準備調査設計・積算マニュアル(試行版)」を参照しつつ作成し、JICA に対しその内容を説明し、確認を取る。

(オ)コスト縮減の検討

概略事業費の算出にあたり、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減に係る検討の結果を別途 JICA が指示する様式に取りまとめ、提出する。

2)環境社会配慮

第二次現地調査の結果を踏まえ、JICA ガイドラインに基づき、環境社会配慮面からの確認を行う。

3)財務的・経済的実行可能性

4)事業実施体制

5)維持・管理体制

6)気候変動対策

(ア)概略設計策定にあたっては、JICA 気候変動対策支援ツール (JICA Climate-FIT)を用いて、気候リスク評価、その対策の検討 (適応策の検討) 及び温室効果ガス削減量の推定 (緩和策の検討) を行う。

(イ)本事業に関し、緑の気候基金 (Green Climate Fund ; GCF) の活用の可能性を検討する。GCF 活用に適した設備や適用可能な技術の検討、条件の調査を行い、GCF を適用する場合の手続きを確認し、プロコンを整理の上、JICA と適用要否について協議、合意する。

7)本邦技術適用可能性

(ア)第二次現地調査の結果を踏まえ、再生水利用も視野に入れた下水処理技術、汚泥処理技術や汚泥・消化ガスの有効利用技術等について、我が国の技術の本事業への導入可能性を調査する。調査実施にあたっては、日本下水道事業団が選定した新技術並びに国土交通省及び環境省の実証事業・モデル事業等を対象に広く適用の可能性を検討する。

(イ)STEP 活用も想定しつつ、詳細設計の TOR 案、工法、契約形態 (契約パッケージ)、施工計画を検討する。

(ウ)本邦企業及び業界団体との意見交換会を行い、上記(イ)の内容をレビュー

する。

8)事業実施にあたっての留意事項

(ア)事業を円借款事業として実施する場合、その円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。

(イ)プロジェクト実施に際しての以下の項目を含む調達方法のあり方については、考え方を整理して、「調達方法の留意事項」として、JICAに提出する。

①エジプトにおける既存施設含む類似事業の調達事情

- ・ 一般土木工事の入札と契約に係る一般事情
- ・ 現地コンサルタント（詳細設計、施工監理）の一般状況
- ・ 現地施工業者の一般事情

②入札手法、契約条件の設定

- ・ 契約約款、契約条件書等の設定の基本方針等

③コンサルタントの選定方法

④施工業者の選定方針

- ・ PQ：Pre-Qualification 条件の設定
- ・ PQ、本体入札一体化の検討
- ・ 入札パッケージ（発注規模、工種別の発注等）の考え方等

(ウ)事業実施に当たり、我が国の技術支援（技術協力）の必要性について検討し、提言する。

(エ)概略設計された施設について施工方法を検討し、特殊な工法や調達方法に影響を与えるような工法（国際入札や特命随意契約が必要となる等）の有無について確認する。

(オ)本体コンサルティング・サービスの M/M スケジュール、TOR 案を作成する。

なお、コンサルタント TOR 案の作成にあたっては、「円借款事業の調達及びコンサルタント雇用ガイドライン」（2012年4月）に従うとともに、主に下記の内容を業務内容に含めることを検討すること。

- ① 詳細設計
- ② 調達支援
- ③ 施工監理

9)事業実施スケジュール

上記を踏まえ、調達手続きを含めた詳細設計／施工期間について、月単位のバーチャート（JICAの様式に基づく）により、計画を策定する。この際、クリティカルな施工項目や本体施工以外の工程（EIAの承認や用地取得等を含む）を示した上で、スケジュールの妥当性を検討する。

(11)ドラフト・ファイナル・レポートの作成、協議

(10)で作成した本体工事の参考資料を含む調査結果をドラフト・ファイナル・レポートとして取りまとめ、JICA関係者に説明し、内容を協議・確認する。

(12)ドラフト・ファイナル・レポートの内容確認

エジプト側に説明し、内容を協議・合意する。

(13)ファイナル・レポートの作成

上記(11)、(12)の協議を踏まえ、ファイナル・レポートを作成する。

【フェーズ3：詳細設計業務】

【想定される詳細設計調査の概要（現時点での想定）】

(1) 詳細設計の作成（以下、想定項目）

- ① 詳細設計（構造計算、仮設計算等含む）
- ② 詳細施工計画の策定
- ③ 詳細設計図の作成
- ④ 資機材調達・輸送計画の策定
- ⑤ 運転・維持管理部分の契約条件書（案）の作成
- ⑥ 数量計算、事業費積算（以下、想定項目）
 - ア. 作業効率、生産効率、歩掛の検討
 - イ. 材料費、労務費、機械経費、陸・海上運賃、保険料、その他代価表作成に必要な積算根拠の作成
 - ウ. 工種、項目毎の代価表の作成
 - エ. 直接工事費の算定
 - オ. 間接工事費（共通仮設費及び現場管理費）の算定
 - カ. 一般管理費の算定
 - キ. 発注者事務経費の算定
 - ク. 運転・維持管理費の算定
 - ケ. その他関係事業費の算定
- ⑦ 入札図書（案）（ドラフト版）の作成（以下、想定項目）
 - イ) 事前資格審査書（事前資格審査評価案を含む）
 - ロ) 工事費積算書
 - ハ) 入札図書
 - a) 入札指示書
 - b) 入札様式（入札書、合意書、入札保証書、履行保証書等）
 - c) 数量計算書
 - d) 契約一般条件書案
 - e) 契約特記条件書案
 - f) 技術仕様書
 - g) 入札図面
 - h) その他

(2) 設計の照査

(3) ドラフト・ファイナル・レポート（DF/R）の作成（以下、想定項目）

① 主報告書

- イ) 既存資料の検討結果
- ロ) 自然条件調査結果
- ハ) 基本設計の概要
- ニ) 施工・調達計画
- ホ) 運転・維持管理計画
- ヘ) 概算事業費積算報告書

② 詳細設計結果（設計計算書及び全構造物の設計図面を含む）

③ 入札図書（案）

④ ①～③の要約

(4) DF/R 及び入札図書等（案）の協議

- (5)入札図書等（案）（最終版）の作成及び提出
- (6)環境社会配慮（用地取得・住民移転、環境影響評価に係る支援等）
- (7)ファイナル・レポートの作成及び提出（以下、想定項目）

① 主報告書

- イ) 既存資料の検討結果
- ロ) 自然条件調査結果
- ハ) 基本設計の概要
- ニ) 施工・調達計画
- ホ) 運転・維持管理計画
- ヘ) 概算事業費
- ト) 環境社会配慮（作業の進捗状況及び今後の課題・手続き）

② 詳細設計結果（設計計算書及び全構造物の設計図面を含む）

③ 入札図書（案）

④ ①～③の要約

7. 成果品等

(1) 報告書類

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、4 を成果品とする。

	報告書名	内容	提出時期	製本種別	部数
1	インセプション・レポート	業務計画	2018年4月	簡易製本版	和文4部 英文5部
2	インテリム・レポート	中間報告	2018年9月		和文4部 英文5部
3	ドラフト・ファイナル・レポート	最終報告案	2018年3月		和文4部 英文5部
4	ファイナル・レポート (含デジタル画像集・資料集、図面集)	最終報告	2019年6月	製本版	和文6部 英文8部 CD-R3枚

注1) 報告書類の仕様（印刷・製本及び電子化の仕様）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2014年11月）」を参照し、ファイナル・レポート以外は簡易製本とする。

注2) 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する英文により作成すること。

注3) デジタル画像集の収録内容については、全体像が把握できるよう、①対象サイトの現状が明確に把握できるもの（既存施設及び周辺の状況、地形等）、②類似案件の状況（先方政府、他ドナー等の実施した案件、過去に我が国が実施した案件等）、③現地の生活状況（対象地域に土地収用などが発生しそうな場合）を収め、事業が完了するタイミングでの施設建設・機材設置状況との対比を行うことを想定し、既存施設あるいは建設予定地、機材設置予定場所等の状況が明瞭となる写真を撮影する。なお、提出にあたっては、写真はjpgのファイル形式でCD-Rに格納し、所定の様式により「デジタル画像記録表」

と併せて提出する。

注 4) 収集資料:調査時に収集した資料及びデータは分野別に整理してリストを付した上で JICA に提出する。

注 5) 英文版の報告書の部数については、上述の部数は仮とし、インセプション・レポートの協議時に必要部数、配布先を協議する。

(2) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、業務従事月報を作成し、監督職員に提出する（毎月、和文 1 部）。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程

2018年4月上旬に開始し、2019年6月下旬に成果品を提出する。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途：約45.69M/M（フェーズ3にかかる業務量は除く）

(2) 業務従事者の構成（案）

業務従事者の構成分野は以下を想定している。業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な要員構成がある場合、明確な理由とともに人件費を含めた事業費全体の経費削減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- 1) 総括/下水道計画（2号）
- 2) 下水道設備計画（3号）
- 3) 下水道施設計画
- 4) 施工計画・積算
- 5) 維持管理計画
- 6) 経済分析・資金計画
- 7) 環境・社会配慮

(3) 通訳

本調査には、必要に応じ、現地での通訳備上（英語-アラビア語）を認める。備上する場合は、必要経費を見積書（本見積）に含めること。

3. 参考資料

1) ウェブ公開資料

- ・エジプト・カイロ市アブラワッシュ下水処理場整備計画調査(経済産業省, 2008)
http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/cooperation/oda/summaries/y2007_08.pdf
- ・JICA 気候変動対策支援ツール (JICA, 2014)
https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/mitigation_j.html

2) 配布資料

- ・エジプト国アブラワッシュ下水処理場整備事業準備調査報告書(JICA, 2010)
- ・IRR（内部収益率）算出マニュアル（JICA, 2017）
- ・協力準備調査に係るエジプト政府からの要請書
- ・調査内容に関する協議議事録（抜粋）
- ・ナイル川東岸下水マスタープラン

4. 現地再委託

社会経済状況の情報収集、環境社会配慮に関する調査及び下水道の整備・運営状況に関する確認調査については、ローカル・コンサルタントへの再委託を可とするが、コンサルタントが自ら当該調査を行う場合、JICAとの協議により実施する。なお、現地再委託にかかる経費については、見積書（本見積）に含めること。

また、現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

5. その他の留意事項

(1) 複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

(2) 安全対策

現地調査期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA エジプト事務所において十分な情報収集を行うと共に、現地調査時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。なお、現地業務に先立ち「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録すること。

(3) 調査用資機材の輸出管理

本調査の実施のために、現地調査に際して本邦から携行するコンサルタント所有の資機材のうち、コンサルタントが本邦に持ち帰らないものであって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行うものとする。

(4) 不正腐敗防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

(5) デザインビルド

本事業では詳細設計を実施予定だが、協力準備調査でエジプト側からデザインビルドでの事業実施の要請がある可能性があり、本調査における詳細設計の対応方針については、フェーズ2終了までの間に JICA が確認し、フェーズ3実施の要否と併せて受注者と協議する予定。

以上

